

## 入札変更公告

分任契約担当官  
陸上自衛隊青野原駐屯地  
第352会計隊青野原派遣隊長 矢野 健二

公告第K003号

件名「建築情報印字器材借上」に係る入札公告の一部を下記のとおり変更するので、関係事項を承知のうえ参加されたい。

- 1 変更箇所  
仕様書について変更する。
  
- 2 本件に関する問い合わせ先  
〒675-1351 兵庫県小野市桜台1番地  
陸上自衛隊青野原駐屯地 第352会計隊青野原派遣隊 契約班 担当：北島  
電話 0794-66-7301 内線(347) FAX 0794-66-7303  
本公告は、陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲示している。

## 陸上自衛隊仕様書

物品番号	仕様書番号		
建築情報印字器材借上	防衛大臣承認	年 月 日	
	作成	令和 7年 4月 1日	
	変更	年 月 日	
	作成部隊等名	青野原駐屯地業務隊管理科	

## 1 総則

## 1.1 適用範囲

この仕様書は、青野原駐屯地業務隊管理科において使用する建築情報印字器材借上について規定する。

## 1.2 引用文書等

## 1.2.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、GLT-CG-Z000009陸上自衛隊IT利用装備品サプライチェーン・リスク対応共通仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

## a) 仕様書

GLT-CG-Z000009 陸上自衛隊IT利用装備品サプライチェーン・リスク対応共通仕様書

GLT-CG-C000001 陸上自衛隊電子機器共通仕様書

GLT-CG-Z000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

## b) 法令等

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 [平成12年法律第100号]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について(通達)  
[防装庁(事)第3号(H31.1.9)]

情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項  
について(通知)[装普武第188号(H31.1.9)]

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電算機情報の取扱いについて(通達)  
[防防調第4608号(H19.4.27)]

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について(通達)  
[防装庁(事)第137号(R4.3.31)]

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

- a) 本機は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に適合するものとする。
- b) 本機は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」及び「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）」に基づき、本機のサプライチェーンにおいて不正プログラムの埋込み、情報の窃取、不正機能の組込みなどが行われるリスクへの対策などが可能な製品とする。
- c) IT利用装備品サプライチェーン・リスク対応については、GLT-CG-Z000009の2.1による。
- d) この仕様書に規定していない事項は、製造者が規定する仕様及び社内規格並びに商習慣による。

### 2.2 機能及び性能

建築情報印字器材：レーザープリンター [業務システムソフトウェア使用許可済]

(参考) OKI C835dnw 等

USB接続が可能なもの

カラー印刷が可能なもの

A列3番・4番サイズのそれぞれの用紙トレイを有するもの

その他標準附属品（添付品を含む。）

※ 情報の漏えいもしくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害などのリスク（未発見の意図しないぜい弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り、又は知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器などの埋込み又は組込みその他官側の意図しない変更が行われていないものとする。

### 2.3 数量

1台

### 2.4 借上期間等

#### a) 借上期間

令和7年5月7日（水）～令和8年3月31日（火）

#### b) 搬入・引取場所

陸上自衛隊青野原駐屯地（業務隊管理科営繕班事務室）

## 3 品質保証

### 3.1 品質管理

本機は、情報の漏えいもしくは破壊又は機能の不正な停止、暴走その他の障害などのリスク（未発見の意図しないぜい弱性を除く。）が潜在すると契約の相手方が知り得るべきソースコード、プログラム、電子部品、機器などの埋込み又は組込みその他官側の意図しない変更が行われない相応の管理その他の契約の相手方（下請負者、再委託先などを含む。）による適正な品質管理の下で製作されたものであって、その品質を保証されたものとする。

### 3.2 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

#### 4 その他の指示

##### 4.1 提出書類

提出書類は下表のとおりとする。但し、内容により官側と協議の上、適宜、追加・削除することができる。

番号	名 称	提出時期	数 量
1	取扱説明書（日本語版） （GLT-CG-C00001 5.1 a)）	搬入時	1
2	試験成績書又は品質保証書 （GLT-CG-C00001 箇条7）	搬入時	1
3	納品書	搬入時	1
4	受領書	引取時	1
5	その他指示した書類	指示後速やかに	1

##### 4.2 情報保全

a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接を問わず知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、適切に管理するとともに、それらの部外への利用、公表などを官側の許可なく行ってはならない。

b) 契約の相手方が第三者を従事させる場合は、「情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）」によって、所要の届出などを実施するものとする。

##### 4.2 保守

機器不良が生じた場合には、速やかに代替機器を用意することとし、それ以外による場合は官側と協議の上、実施すること。

##### 4.3 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。